

# 介護老人保健施設あかね 短期入所療養介護利用料のご案内

平成29年4月1日改正

## 介護予防介護保険施設サービス費(I)

多床室(iii)

	1割負担	2割負担
要支援1	608単位/日	1,216単位/日
要支援2	762単位/日	1,524単位/日

従来型個室(i)

	1割負担	2割負担
要支援1	575単位/日	1,150単位/日
要支援2	716単位/日	1,432単位/日

## 要介護介護保険施設サービス費(I)

多床室(iii)

	1割負担	2割負担
要介護1	823単位/日	1,646単位/日
要介護2	871単位/日	1,742単位/日
要介護3	932単位/日	1,864単位/日
要介護4	983単位/日	1,966単位/日
要介護5	1,036単位/日	2,072単位/日

従来型個室(i)

	1割負担	2割負担
要介護1	750単位/日	1,500単位/日
要介護2	795単位/日	1,590単位/日
要介護3	856単位/日	1,712単位/日
要介護4	908単位/日	1,816単位/日
要介護5	959単位/日	1,918単位/日

## 各種加算

	1割負担	2割負担
サービス提供体制強化加算	18単位/日	36単位/日
夜勤職員配置加算	24単位/日	48単位/日
個別リハビリ実施加算	240単位/日	480単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 7日限度	200単位/日	400単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	240単位/日
療養食加算	23単位/日	46単位/日
送迎加算(片道)	184単位/片	368単位/片
緊急時治療管理加算	511単位/日	1,022単位/日
重度療養管理加算	120単位/日	240単位/日
緊急短期入所受入加算	90単位/日	180単位/日
介護職員処遇改善加算(I)	所定総単位数× 39÷1000(3.9%)	

## 【食費】1日につき

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
入所	300円	390円	650円	1,380円

## 【居住費】

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	370円	370円	370円
従来型個室	490円	490円	1,310円	1,640円

## 【その他費用】

項目	料金	詳細
理容代	1,500円/回	2階 第2木曜・金曜日 3階 第3木曜・金曜日
文書料		・その他証明書類については その都度ご相談ください。
健康診断書	3,240円/枚	
その他診断書	1,620円/枚	
おむつ使用証明書	540円/枚	
死亡診断書	5,400円/枚	
死亡診断書コピー	2,160円/枚	
利用料金領収証明書	540円/枚	
その他の証明書	1,620円/枚	

# 介護老人保健施設 あかね

## 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用契約書

### (契約の目的)

第1条 介護老人保健施設あかね（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、短期入所及び介護予防短期入所利用同意者（〈様式 2〉で同意した方）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本契約は、利用者が当施設と契約を締結したときから効力を有します。但し、身元引受人（退所時に利用者の身元を引き受ける方）や保証人（身元引受人と連帯して責任を負う方）に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の〈様式 2〉の締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

### (当施設からの解除)

第4条 当施設は、短期入所利用同意者及び介護予防短期入所利用同意者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。

- ② 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ③ 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ⑤ 本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合

- ⑥ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 短期入所利用同意者及び介護予防短期入所利用同意者は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、短期入所利用同意者及び介護予防短期入所利用同意者が指定する送付先(以下「支払者」という。)に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、これを受けた支払者は、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに現金又は現金書留で支払うものとします。
  - 3 当施設は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束及び高齢者虐待防止等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないませんが、転倒の恐れ・点滴自己抜去等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。身体拘束等を行う場合は別紙(様式1)の承諾書にて同意を得ることとします。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき高齢者虐待防止への取り組みを行っております。

(サービス向上に関する委員会の設置)

- 第8条 当施設は、感染症対策、介護事故対策、身体拘束ゼロ運動、褥瘡防止等を目的に各委員会を設置し、サービスの質の向上に努めます。

(個人情報保護)

- 第9条 利用者の個人情報保護については当施設の個人情報保護方針、個人情報に関する規程等のほか関係法令及びその他のガイドラインを遵守します。また、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報については適切な安全管理措置をとります。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、短期入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、短期入所利用同意者及び介護予防短期入所利用同意者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第11条 短期入所利用同意者及び介護予防短期入所利用同意者やその御家族は、当施設の提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。
- 又、1階ホール内に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

◎苦情相談受付窓口担当者：支援相談員 千葉 百合 (ちば ゆり)  
小関 美穂 (こせき みほ)  
TEL 0234-51-1100

(損害賠償)

- 第12条 短期入所利用同意者及び介護予防短期入所利用同意者やその御家族が、故意又は過失によって、施設設備、備品等に損害を与え、又は無断で備品の形状を変えたときは、その損害について弁償していただきます。

(利用契約に定めのない事項)

- 第13条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

## 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

(平成29年4月現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 あかね
・開設年月日	平成9年5月7日
・所在地	山形県東田川郡庄内町添津字家の下97
・電話番号	0234-51-1100
・FAX番号	0234-56-2236
・開設者名	理事長 鈴木 隆夫
・管理者名	施設長 今村 全
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(0653080002号)

#### (2) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の目的

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。この サービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### 【運営方針】

あかねでは、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所サービス計画に基づき、医学的管理下における看護・介護・機能訓練その他日常的に必要とされる医療、並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活の維持継続を目指します。

あかねでは、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者個々の意思を尊重したサービス提供に努めます。

あかねでは、利用者の意思及び人格を尊重し、転倒の恐れ・点滴自己抜去等の緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

あかねでは、感染症対策、介護事故対策、身体拘束ゼロ運動、褥瘡防止等を目的に各委員会を設置し、サービスの質の向上に努めます。

あかねでは、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、医療保健福祉サービス提供事業者、及び関係市町村及び地域包括支援センターと綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努めます。

### (3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
・医 師	1		
・看護職員	8	0.8	(1)
・介護職員	21	1.82	(3)
・作業療法士、理学療法士 言語聴覚士	3		
・管理栄養士	1		
・栄養士	1		
・調理師	2	1	
・調理員		2	
・支援相談員	2		
・事務職員	2		
・介護支援専門員	1		
計	42	5.62	(4)

( ) は再掲

### (4) 利用定員

- ・定員 80名 (一般棟)  
うち短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 10名 (空床利用)
- ・療養室 個室 16室、4人室 16室

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)  
朝食 7時30分～  
昼食 12時00分～  
夕食 18時00分～
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入浴は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、運動機能向上、口腔機能向上、レクリエーション)

- ⑦ 栄養管理及び栄養状態の管理
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑩ 行政手続代行（介護認定申請）
- ⑪ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金、加算料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

### 3. 利用料金

#### (1) 基本料金

##### ① 施設利用料

※介護保険自己負担率は、これまで1割でしたが、平成27年8月以降一定以上の所得のある方の介護保険自己負担率が2割に引きあがります。下記料金の上欄は1割負担、下欄( )内は、2割負担となります。

	要支援1	要支援2
多床室	608	762
	(1,216)	(1,524)
従来型個室	575	716
	(1,150)	(1,432)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	823	871	932	983	1,036
	(1,646)	(1,742)	(1,864)	(1,966)	(2,072)
従来型個室	750	795	856	908	959
	(1,500)	(1,590)	(1,712)	(1,816)	(1,918)

[特定介護老人保健施設短期入所介護利用料（日帰りショート）]

- ・ 3時間以上4時間未満 654(1,308)円
- ・ 4時間以上6時間未満 905(1,810)円
- ・ 6時間以上8時間未満 1,257(2,514)円

##### ② 食費・居住費

- ・ 食費 1日当たり 1,380円  
(朝食330円・昼食500円・夕食400円・おやつ代10時50円・3時100円)
- ・ 居住費（従来型個室） 1日当たり 1,640円  
(多床室) 1日当たり 370円





#### (4) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに事務室にてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

#### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

##### ・協力医療機関

- ・名称 : 医療法人社団 山形愛心会 庄内余目病院
- ・住所 : 山形県東田川郡庄内町松陽1丁目1-1
- ・診療科 : 内科・外科・循環器科・心臓血管外科・総合診療科  
脳神経外科・整形外科・皮膚科・婦人科他
- ・電話 : 0234-43-3434

##### ・協力歯科医療機関

- ・名称 奥山歯科診療所
- ・住所 山形県東田川郡庄内町狩川字楯下114-1
- ・電話 0234-56-2336

- ・名称 医療法人谷屋 谷家歯科
- ・住所 山形県鶴岡市日吉町11-21
- ・電話 0235-22-8312

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、短期入所利用同意者が指定する連絡先に連絡します。

#### 5. 施設利用に当たっての留意事項

##### ・面会 :

面会者は面会時間(午後8時迄)を遵守し、サービスセンターに備付けの面会票に記名して下さい。

##### ・外出、外泊 :

外出、外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。

##### ・飲酒、喫煙、火気の取扱い :

当施設では堅くお断りいたします。

##### ・設備、備品の利用 :

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した御利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。

##### ・所持品、備品等の持ち込み :

施設内の居室に所持品や備品を持ち込みたい場合は、予め職員へ申し出て下さい。

##### ・金銭、貴重品の管理 :

ご本人が保管される現金は小銭程度としてください。

紛失等の事故の際は責任を負いかねますのでご了承ください。

- ・外泊、外出時の施設外での受診：

施設外で受診する場合は必ず施設長の紹介状が必要になります。受診に行った際の他科受診（紹介状がない診療科）については、受診される前に施設へご連絡下さい。

- ・宗教活動：

施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は御遠慮願います。

- ・ペットの持ち込み：

施設内へのペットの持ち込みは御遠慮願います。

## 6. 非常災害対策

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター、防火扉  
                         排煙装置、非常放送設備、自家発電設備等
- ・防災訓練      年2回

## 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

## 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

### ◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### ◇ケアサービス

当施設でのケアサービスは、4日間以上継続利用の場合は「施設サービス計画」（短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画）に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

#### 介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

#### 機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

### ◇生活サービス

当施設利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

#### 療養室：

個室、4人室

#### 食事：

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

\*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

#### 入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

#### 理美容：

月2回、理美容サービスを実施します。

\*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科医院に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますのでご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、短期入所利用同意者が指定する連絡先に連絡します。

<別紙3>

## 介護サービスを安心してお受けいただくための個人情報のお取り扱いについて

個人情報保護方針は、利用者様が安心して介護サービスをご利用いただくための当施設における個人情報取り扱いに関する宣言です。本方針をお読みにになり、内容に同意された上で介護サービスをお受けいただきますようお願い申し上げます。本方針をお読みいただき、利用申込書に署名されたことにより、当施設の個人情報のお取り扱いに同意されたこととさせていただきます。なお、当施設の個人情報のお取り扱いにつきまして、ご不明点等ありましたら、個人情報管理担当者（担当：加藤 賢 TEL0234-51-1100）までお問い合わせください。

### 個人情報保護方針

1. 介護サービス利用者様と信頼関係のもと、利用者様ご自身の情報をご提供いただくことなしに、良い介護サービスを実現することはできません。当施設は、介護サービス提供に必要な範囲において皆様の個人情報を収集し、利用者様の同意のもと利用・提供を行ってまいります。
2. 利用者様からご提供いただきました個人情報は、紛失、破壊、改ざん及び漏えいが起こらないよう適切な管理を徹底してまいります。
3. 個人情報に関する法令及びその他のガイドラインを遵守してまいります。
4. 個人情報保護の仕組みを継続的に改善できるよう、職員一同取り組んでまいります。

平成29年4月1日

個人情報管理責任者 施設長 今村 全

#### 1. 個人情報の収集、利用について

当施設（併設事業所含む）の職員は、利用者様に介護サービスの提供、通常の業務について次の目的の達成のために利用者様の個人情報を利用します。詳細は

「利用者様の個人情報の利用目的」をご覧ください。

- ① 利用者様の健康維持と回復等の直接的な利益のため
- ② 事業所の事務あるいは経営上必要のため
- ③ 介護、医療の向上への寄与のため

上記以外の目的のために利用者様の個人情報を利用する場合には、あらかじめその目的を利用者様にお伝えし同意をいただいたうえで利用いたします。

#### 2. 個人情報の第三者提供について

利用者様の個人情報は、あらかじめ利用者様の同意をいただくことなく、当施設（併設事業所含む）の職員以外の者に提供することはいたしません。

ただし、1の利用目的に該当する場合は、利用者様から特にお申し出がない限り、利用者様に介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者様の個人情報を第三者に提供いたします。

## 【介護サービスの利用者様の個人情報利用目的】

当施設（併設事業所を含む）におきましては、以下の目的で介護サービス利用者様の個人情報を利用・第三者提供いたします。本内容をご理解の上、介護サービスの提供にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、以下の目的において、利用停止・第三者提供拒否の項目がございましたら、あらかじめお申し出願います。

### ①介護サービス利用者様の健康維持と回復等の直接的な利益のため

- ・利用者様の療養（診療）や説明
- ・利用者様のご家族に対する説明
- ・他の介護保険事業所、医療機関等へ利用者様を紹介する場合
- ・利用者様に関して、他の介護保険事業所、医療機関等へ照会する場合
- ・他の医療機関等の医師の意見を照会する場合
- ・他の介護保険事業所、調剤薬局、医療機関等からの照会に対する返答
- ・急変、緊急時の呼び出し
- ・入所利用者様の居室前表示及び入退所案内のため

### ②事業所の事務あるいは経営上必要なため

- ・利用者様の入退所等の管理業務のため
- ・利用者様の会計や経理のため
- ・介護報酬の請求業務
- ・事業所の経営、運営のための基礎データ
- ・立ち入り検査や実地指導への対応
- ・第三者評価機関や審査機関等への情報提供
- ・医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険及び損害賠償保険等に係る、専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

### ③介護、医療向上への寄与のため

- ・臨床研究のためのデータ収集
- ・広報誌、診療録への写真掲載
- ・医師や看護師、その他の介護（医療）従事者等の教育や臨床研修（事業所内）
- \*・医学生や看護学生、その他の介護（医療）従事者学生の教育や臨床研修
- \*・小中高生、ボランティア、見学等

（\*については個人情報保護に関するオリエンテーションを実施します。）

上記以外の目的のために利用者様の個人情報・第三者提供する場合には、あらかじめその目的を利用者様にお伝えし同意をいただいたうえで利用いたします。

本内容に関しまして、ご希望・ご不明な点がございましたら、個人情報担当窓口までお問い合わせ下さい。

個人情報担当窓口・・・担当：加藤 賢（個人情報管理担当者） TEL 0234（51）1100 FAX 0234（56）2236
--

平成29年4月1日

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 あかね  
個人情報管理責任者：施設長 今村 全

【様式1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の 予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設長 印

記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 印  
(本人との続柄)

【様式2】

以上契約書及び重要事項説明書、個人情報の取り扱い、身体拘束に関する説明について担当者より説明を受け、十分理解の上同意し、契約が成立したことを証するため本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

事業者

事業者	所在地	〒999-6603 山形県東田川郡庄内町添津字家の下97			
		電話番号	0234-51-1100	FAX	0234-56-2236
	事業者名	医療法人 徳洲会 介護老人保健施設 あかね			
	代表者 管理者	理事長 鈴木 隆夫 施設長 今村 全			⑩
指定番号	0653080002		指定都道府県名	山形県	

利用者

利用者	住所	〒 -			
		電話番号	( ) -	FAX	( ) -
	氏名				⑩
身元引受人	住所	〒 -			
		電話番号	( ) -	FAX	( ) -
	氏名				⑩ 続柄
	勤務先	名称			
		電話番号			
保証人	住所	〒 -			
		電話番号	( ) -	FAX	( ) -
	氏名				⑩ 続柄
	勤務先	名称			
		電話番号			

【 請求書・明細書及び領収書の発送先（支払者）】

氏名 続柄

住所 〒 -

電話番号 ( ) -